

一般財団法人佐賀県教職員互助会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐賀県教職員互助会（以下「互助会」という。）定款第12条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第2項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、報酬とは、佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年4月1日条例第15条。以下「条例」という。）に規定する旅費の種類のうち日当のことをいう。

(報酬等)

第3条 役員等が、互助会の会務のために旅行したときは、報酬及び条例に規定する旅費（日当を除く。）を支給する。

2 評議員に対する前項に規定する報酬の支給基準は、条例に規定する日当の支給基準に準じるものとする。

3 理事及び監事に対する第1項に規定する報酬の額は、条例の適用を受ける者に支給する日当の額に相当する額とする。

(費用弁償)

第4条 前条に規定する報酬等のほか、役員等が、その職務を行うために要する費用については、実費相当額を支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。